

1. 改正の概要

・地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業者等が一定の機械及び装置を取得した場合には、固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする特例措置が創設されます。

取得時期	対象者	対象資産	課税標準
中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の施行日から平成31年3月31日まで	中小企業者等 (※1)	機械及び装置 (※2)	最初の3年間 価格×1/2

(※1) 中小企業者等とは、次の法人又は個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(※2) 中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)に規定する認定生産性向上計画(仮称)に記載された生産性向上設備(仮称)のうち、次の①から③までのいずれにも該当するものをいう。

- ① 販売開始から10年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
- ③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のも

○中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の施行の日から平成31年3月31日までの間に取得した場合に適用される。

2. 実務上の留意点

・法人税、所得税の生産性向上設備投資促進税制(特別償却・特別控除制度)における対象資産及び適用要件等とは異なる。

3. 今後の注目点

・中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の制定及び施行時期